

「大審院（民事）判例集の編纂と 大審院判例審査会」補遺

大 河 純 夫

1. この資料の目的

かつて「大審院（民事）判例集の編纂と大審院判例審査会」立命館法学256号（1998年）139頁以下で、民集1～6巻（大正11年～昭和2年）に登載された民法に関連する大審院民事連合部判決（25件）を対象に、民集（刑集1件）の掲載方法の特徴を抽出したことがある（168～177頁参照）。しかし、その作業は、民集と法律新聞・法律評論との比較にとどまり、「判決原本との照合は、後日機会を得て行う」（178頁）としていた。さいわい、その後、最高裁判所（事務総局総務局および第二訟庭事務室）のご配慮により判決原本を閲覧することができた。また、江木衷¹⁾編集の判例彙報も利用できることになった。判例彙報は、高木益太郎²⁾編集の法律新聞と同じく、例外も多いが、判決書をほぼそのまま掲載する編集方針を採用しており、このような作業にとって有益なものである（もっとも、立命館大学所蔵本には落丁がみられる）。

このノートは、最高裁所蔵の判決原本との照合結果を記すことを目的としたものである。以下では、裁判の整理番号を旧稿と同じくし、裁判年月日・裁判種別・掲載誌・事件番号・事件表示等を再録しているが、掲載誌では判例彙報を追加し、「裁判の結果」を表記した。ただし、判決原本との照合によっても旧稿を修正する必要がないものについては、新たなコメントを付け加えてはいない。これは法律新聞等の掲載内容と判決書（判決原本）との間に有意義な差異がなかったことによる。

したがって、本資料では、第一に最高裁所蔵の判決原本に基づいて、判決理由のなかで法律新聞、判例彙報または法律評論が掲載しなかった部分を指摘する。第二に、すでにのべたように、掲載誌では判例彙報を追加する。そして、第三に、判決原本になされている「登載」の朱押印の有無と筆書きの「裁判官名」とを記す（この意味は後述）。

2. 判決原本にもとづく旧稿の補遺

〔1〕 大(民連)判大正11・9・23民集1巻525頁 = 法律新聞2048号6頁 = 法律評論11巻(民訴)367頁「大正10年(オ)765号 競売無効及所有権確認請求事件」
棄却

原本1丁表欄外(以下,1丁表は省略)に「登載」の朱押印,「長谷川(菊太郎)判事」(第三民事部)との墨書(判事氏名中の名前および所属民事部は民集から補充。以下,同じ)

〔2〕 大(民連)判大正11・11・11民集1巻640頁 = 法律新聞2065号7頁 = 判例彙報34巻大審院民事判例上巻47頁 = 法律評論11巻(民法)1133頁「大正10年(オ)1018号 家督相続回復請求事件」 破毀自判

登載・不登載の押印なし,原本欄外に「尾古(初一郎)判事」(第一民事部)との墨書

〔3〕 大(民連)判大正11・12・23民集1巻803頁 = 法律新聞2091号5頁 = 法律評論12巻(民訴)13頁「大正10年(オ)890号 損害賠償請求事件」 破毀差戻
原本欄外に「登載」の朱押印,「鬼澤(蔵之助)判事」(第二民事部)との墨書

〔4〕 大(民連)判大正12・4・7民集2巻209頁 = 法律新聞2118号6頁 = 判例彙報34巻大審院民事判例上巻375頁 = 法律評論12巻(民法)219頁「大正11年(オ)319号 転付金請求事件(いわゆる「抵当家屋保険金物上代位連合部判決」)」
棄却

原本1行目の事件番号の下に「登載」の朱押印,原本欄外に「第一第二第四点登載」の墨書(「登載」の部分は朱押印),その下に「榊原(幾久若)判事」(第一民事部)との墨書

判決原本には,法律新聞8頁4段の末尾「……評決せり」につづいて,次の一文がある(これは法律新聞でも判例彙報でも省略されている)。

「上告論旨第三点は,被告人が原審に於て主張したる處は原判決に摘示する如く金額二千円と千円との二口の保険金債権なることを知らず単に金額三千円の保険金債権なりと信し差押及転付命令を受けたりと云ふに在りて決して二口の債権を一括して差押及転付命令を受けたりと云ふに在らず,従て金三千円

の保険金債権之なくは其の差押又は転付は虚無の債権に為されたるものなるを以て全く無効なりと云はざるへからず、然るに原判決は被告人の申立なきに拘らず擅に右二口の債権を一括して表示したるものと解したるは申立に依らずして事実を確定したる違法あり、と云ふにあり。

然れとも、所論の転付命令ありたる当時其の命令表示の債務者と第三債務者間に千円と二千元との二口合金三千元の保険金債務ありし以外他に同種の債権存立せざりしことは原裁判所の確定したる事実なれば、被告人が該差押及転付命令申請の当時右の二口あることを知らざりとして其の合金額に相当する三千元の債権に付為したる申請は実在せる右債権全部に付之を為したるものに外ならずして之に基く差押及転付命令は所論の如き虚無の債権に付為したるものと謂ふへからず。故に本論旨は採るにたらず。

以上説明したるか如く、本件上告は其の理由なきを以て、裁判所構成法第四十九条民事訴訟法第四百五十二条第七十七条及第八十一条第二項に依り、主文の如く判決す」（原文は、片仮名、句読点なし。以下同じ）

〔 5 〕 大（民連）判大正12・6・2民集 2 卷345頁 = 法律新聞2161号 5 頁 = 判例彙報 35卷大審院民事判例上巻11頁 = 法律評論12卷（民訴）192頁「大正11年（オ）336号 境界確認及杉木引渡請求事件」 棄却
「登載」・「不登載」の押印なし、原本欄外に「菰淵（清雄）判事」（第一民事部）との墨書

〔 6 〕 大（民連）大正12・7・7民集 2 卷438頁 = 法律新聞2163号 6 頁 = 法律評論13 卷（民法）41頁「大正11年（オ）1146号 養子縁組取消請求事件」 棄却
原本欄外に「登載」の朱押印、「尾古（初一郎）判事」（第一民事部）との墨書

〔 7 〕 大（民連）大正12・7・7民集 2 卷448頁 = 法律評論13卷（民法）118頁「大正 11年（オ）914号 抵当権登記回復請求事件（いわゆる「登記（官吏）不当抹 消事件）」 棄却
原本欄外に「登載」の朱押印、「鬼澤（蔵之助）判事」（第二民事部）との墨書
民集は上告論旨第一点・第二点とそれに対する判決理由を掲載。民集462頁末尾 「……本論旨八執レモ理由ナシ」に続いて、以下の文章がある（判決原本26丁表10 目から）。

「同第三点は……と云ひ、同第四点は……と云ふに在り（一部省略）。

然れとも、上告人は原審に於て被上告人が自己の有する順位第一番の抵当権設定の登記が抹消せられたる後に上告人等が抵当権設定の登記を為したる事実を知りたるに拘らず自己の為に更に順位第三番の抵当権設定の登記を為したるか故に被上告人は之に依り本件の登記回復請求権を放棄したりと主張し、原裁判所は被上告人が上告人主張の事実関係を知りたる後に順位第三番の抵当権設定の登記を為したりとて本件の登記回復請求権を放棄したるものと認むるを得ざる旨判示したるものなることは原判決の事実摘示及び理由に徴して明白なり。而して原判決の説明は、上告人主張の順位第三番の抵当権と抹消せられたる抵当権とか同一の内容を有すると否とを問はず被上告人が抹消せられたる登記の回復請求権を放棄したる事実を認め得ざることを判示したる趣旨なりと解し得られざるに非ざるのみならず、原判決の説明は、民事訴訟法第二百二十五条の規定の趣旨に反せざるは勿論、上告人の主張を排斥する理由としては充分にして、意義不明の点なし。故に本論旨は孰れも理由なし。

同第五点は……と云ふに在り(一部省略)

然れとも、本件の請求は上告人所論の如く縦令必要的共同訴訟の性質を有し共同訴訟人全部に対し劃一的の判決を為すべきものなりとすとも、原審に於て共同訴訟人の一部なるA、Bに対して大正十年九月十三日言渡したる欠席判決が同年十月一日此等の当事者に送達せられ爾後故障の申立なくして確定したることは記録上明白にして、其の確定判決の効力は之を尊重せざるへからず。従て現時に於て共同訴訟人全部に対し更に劃一的判決を為さしむるに必要な訴訟手続を進行せしむるは法律上不能に帰したるを以て、原審に於ける訴訟手続の違背は上告人に対する現判決を破毀するの事由と為すに足らず。故に本論旨は理由なし。

以上説明する如く本件上告は理由なし。而して叙上の判旨中に当院従来の判例(大正八年(才)第一百五十七号同年八月一日言渡判決参照)に抵触するものあるを以て、裁判所構成法第四十九条に依り民事の総部を聯合して審理し、民事訴訟法第四百五十二条第七十七条に従ひ主文の如く判決す

- [8] 大(民連)大正12・7・14民集2巻506頁 = 法律新聞2164号4頁 = 法律評論12巻(民訴)241頁「大正12年(才)358号 手形償還請求事件」破毀自判原本欄外に「登載」の朱押印、「尾古(初一郎)判事」(第一民事部)との墨書
- [9] 大(民連)大正12・12・14民集2巻676頁 = 法律新聞2207号6頁 = 法律評論

13卷（民法）342頁「大正12年（オ）286号 土地明渡請求事件（いわゆる「法定地上権連合部判決」）」 破毀差戻

原本欄外に「登載」の朱押印，「尾古（初一郎）判事」（第一民事部）との墨書

- 〔10〕 大（民連）大正13・9・24民集3 卷440頁＝法律新聞2320号16頁＝判例彙報36 卷大審院民事判例上巻14頁＝法律評論13卷（民法）925頁「大正12年（オ）442 号 土地売買代金請求事件（いわゆる「滞滞売主果実取得連合部判決」）」 棄却

原本欄外に「登載」の朱押印，「菰淵（清雄）判事」（第一民事部）との墨書

- 〔11〕 大（民連）大正13・9・24民集3 卷447頁＝法律新聞2320号18頁〔第4段〕＝ 判例彙報36卷大審院民事判例上巻1頁＝法律評論13卷（民訴）469頁「大正12 年（オ）874号 為替手形金請求為替訴訟事件」 棄却

原本欄外に「第一点第二点登載」の墨書（ただし「登載」の部分は朱押印），「菰 淵（清雄）判事」（第一民事部）との墨書

民集454頁末尾の「……足ラサルモノトス」の後に，次の判決理由が続く。判例 彙報8～10頁はこれを全文掲載しているので，以下はこれとも照合した。

「上告論旨第三点は，原判決理由（前略）甲第一号証に貼付せる二通の附箋 に依れば支払の為にする呈示ありたる事を認め得べく云々と説示して該呈示を 否認したる上告人の抗弁を排斥したり，然れ共支払期日又は其の後二日内の法 定期間内に為す支払の為にする呈示は上告人に対する其の償還請求権保全の實質的 要件となる，而して本件甲第一号証の手形の手形各呈示を証する株式会社大阪銀行 市岡本支店の該手形に貼付せる符箋には毫も年月日の記載なく左すれば該符箋 は支払拒絶証書作成後に貼付したるものなりや或は支払期日前に既に貼付しあ りたるものなりやは不明にして従て何時に支払の為にする呈示を為したるやを知る に難く，甲第二号証支払拒絶証書に依るも同書は単純なる支払拒絶証書作成の 委任に基く同書作成の為に該手形面記載の支払場所に該手形を携帯したるに止 まり支払の為にする呈示に該手形を携帯したるものに非ざる事同書の記載文詞に徴 し甚だ明白にして，其の他該手形面を涉獵するも法定期間（満期日又は其の後 二日）内に支払の為にする呈示を為したる事蹟を証する文意なく，従て被上告人の 主張する支払の為にする呈示は之を認むるに由なきを以て本件請求を不合法として 排斥せざるべからざるに，事茲に出てすして漫然適法の呈示ありと認定したる は理由不備の不法の判決なりと信ず，と云ふに在り。

然れとも所論甲第一号証の手形に貼付せる支払拒絶証書により原院認定の如く被告人が支払人に対し適法の期間内に支払を求むる為に本件手形を呈示したる事実を認め得られざるにあらざるを以て本論旨は理由なし。

上告論旨第四点は、原判決理由に(前略)控訴人が第一審判決の仮執行に依り請求金額を支払ひたればとて其の支払は仮執行に外ならず完全弁済にあらざれば為に本件請求権を消滅せしむるものに非ず云々と説示したれ共、凡そ判決の仮執行の宣言に基く強制執行も確定判決に基く強制執行も同じく民事訴訟法の所謂強制執行にして債務者より金銭を当該執行機関たる執達吏が差押たるとき又は其れ以外の動産を差押へ之を競売に附し売得金を得たるときは民事訴訟法第五百七十四条又は同法第五百七十九条に依り債務者より支払を為したるものと看做し茲に当該債権者の債権は弁済に依り消滅することと相成は法文に照して洵に明白にして独り仮執行の宣言に基く強制執行の場合のみを除外させる而已ならず同法第五百十條第二項の立法の趣旨に徴するも亦斯く解するを正当と信ず、而して本件は第一審判決の仮執行の宣言に依り上告人に対し強制執行を為し競売を了したる事大正十二年七月九日の原審第一回の口頭弁論に被告人の明に争はざるものなるに不拘原審は斯くの如く仮執行に依る請求金額を支払ひたればとて完全なる弁済とならざるの理由に依り上告人の抗弁を輒く排斥したるは前記法条を不当に適用せざる違法の判決なりと思料す、と云ふに在り。

然れとも、仮執行の宣言を付したる判決に基き被告が支払又は給付したるものは後日其の判決確定したるとき始めて確定的に支払又は給付の効力を生ずるものなること民事訴訟法第五百十條の規定に徴し明なるにより、原院か之と同趣旨の理由の下に所論上告人の抗弁を排斥したるは不法にあらず。依て本論旨は理由なし。

右の理由なるにより、本件上告は理由なしと認め民事訴訟法第四百五十二條第七十七條の規定に従ひ、尚ほ本件に付ては従来の判例と相反する意見ありたるにより裁判所構成法第四十九條に基き民事の総部聯合し審理を遂げ、主文の如く判決す。」

[12] 大(民連)大正13・10・7民集3巻476頁＝法律評論13巻(民法)852頁「大正12年(オ)664号 不動産売買登記抹消請求事件(いわゆる「栗尾山林事件」)」棄却

現段階では、最高裁判所蔵の『民事判決原本』にみいだすことができていない

〔13〕 大（民連）大正13・10・7民集3巻509頁＝法律新聞2325号6頁＝法律評論13巻（民法）847頁「大正12年（オ）第672号 土地所有権確認請求事件（いわゆる「孫左右衛門塚事件」）」 破毀差戻

原本欄外に「登載」の朱押印、「三橋（久美）判事」（第三民事部）との墨書

〔14〕 大（民連）大正13・12・24民集3巻548頁「大正13年（オ）13号 貸金請求事件」 棄却

原本欄外に「第一点第三点乃至第五点登載」の墨書（ただし、「登載」の部分は朱押印）、「成道（斎次郎）判事」（第一民事部）との墨書

判決原本は、

「右当事者間の貸金請求事件に付秋田地方裁判所が大正十二年九月二十日言渡たる判決に対し、上告人より全部破毀を求むる申立を為し、被上告人は上告棄却の申立を為したり。

主文

本件上告は之を棄却す

上告費用は上告人の負担とす」

にはじまり「理由」に移る。民集では、同555頁末尾の「仍テ上告論旨ハ孰レモ理由ナシ。」に続く次の説示が欠落（判決原本12丁表以下）。

「上告論旨第二点は、原判決は『（前略）総合するときは被控訴人等抗弁の如く大正八年四月頃訴外Aの勧誘に依り関西地方への観光を企てAに対し之が費用の調達方を依頼し其の調達の用に供する為甲第一号証の金借用証書を作成し之をAに交付し置きたるか其の後都合に依り右観光を中止し費用の調達を為す必要消滅したる為Aに対し其の費用の調達方依頼を取消し且右借用証書の返還を請求したるにAは言を左右に托して之に応せさせるのみならず被控訴人等の意思に反し該借用証書を控訴人に差入れたるものにして控訴人は未だ曾て其の借用証書表示の金四百円を被控訴人等に交付したるものに非ざることを窮知するに十分なるに依り要するに当事者間には本訴の消費貸借成立せざりしものと認定するの外なし』と判示し上告人の主張を排したり、然れとも被上告人は本件甲第一号証を作成し金員調達の為之をAに交付したりとせはたとひ其の後Aに対し之を取消したりとするも上告人は甲第一号証を所持するAを信じ本件金員を小平治に交付したりとせは代理権あるものと信すべき正当の理由あるものなるを以て本件貸借は成立するものなりと謂はざるべからず、然るに原判決はAが本件甲第一号証を上告人に差入れたる事実を認めなからAが如何なる関係

に於て上告人に甲第一号証を交付したるものなりや即Aと上告人との間に金員に授受ありたるや否等の点に付何等判示する所なく単に上告人は被上告人等に対し金員を交付したるものに非ざることを窮知するに十分なりと為し本件貸借の成立を否定したるは審理不盡理由不備の不法あり、原判決は破毀を免れず、と云ふに在り。

然れとも、原裁判所は本件当事者間に金銭の授受なかりしのみならず被上告人より金銭の借入周旋を依頼せられ甲第一号証を預りたる訴外Aと上告人との間に於ても金銭の授受なかりしことを判断に因て以て本件消費者賃貸の成立せざりし事実を認定したるものなることを明なれば、其の認定には審理不盡又は理由不備の不法あることなし。仍て上告論旨は理由なし。

然らば本件上告は理由なきを以て、民事訴訟法第四百五十二条第七十七条に依り之を棄却すべく、第一点第三点乃至第五点に説明したる判旨は従来の当院判例に反するを以て裁判所構成法第四十九条に依り民事総部聯合の上審理を為し、主文の如く判決す。

[15] (民連)大正13・12・24民集3巻555頁=法律新聞2363号8頁=法律評論14巻(民法)163頁「大正13年(オ)161号 質権契約確認及損害賠償請求事件(いわゆる「譲渡担保内外とも移転推定判決」) 棄却
「登載」または「不登載」の押印なし 原本欄外に「佐藤(共之)判事」(第二民事部)との墨書

[16] 大(民連)判大正14・5・20民集4巻264頁=法律新聞2412号5頁=判例彙報36巻大審院民事判例下巻1頁=法律評論14巻(商法)183頁「大正13年(オ)580号 約束手形金請求事件」破毀自判
原本欄外に「登載」の朱押印、「成道(齋次郎)判事」(第一民事部)との墨書

[17] 大(民連)判大正14・7・8民集4巻412頁=法律新聞2430号5頁=判例彙報36巻大審院民事判例下巻219頁=法律評論14巻(民法)452頁「大正13年(オ)482号 所有権保存登記及移転登記抹消請求事件(いわゆる「時効取得登記連合部判決」) 破毀自判(控訴棄却)
原本欄外に「登載」の朱押印、「佐藤(共之)判事」(第二民事部)との墨書

[18] 大(刑連)決大正14・7・14刑集4巻484頁=法律新聞2428号5頁=法律評論

14巻（民法）458頁「大正12年（れ）1224号 横領被告事件（いわゆる「無断
転質認容連合部決定」）」 事実審理

判決原本をみいだすことができていない

- 〔19〕 大（民連）大正15・2・1民集 5巻44頁 = 法律新聞2512号 6頁 = 法律評論15巻
（民法）316頁「大正14年（才）347号 土地所有権確認並引渡請求事件（いわ
ゆる「相続介在二重売買連合部判決」）」 破毀差戻

原本欄外に「登載」の朱押印、「成道（齋次郎）判事」（第一民事部）との墨書

- 〔20〕 大（民連）大正15・2・1民集 5巻51頁 = 法律新聞2520号 5頁 = 法律評論15巻
（民訴）65頁「大正14年（才）383号 預金返還請求事件」 棄却

原本欄外に「登載」の朱押印、「成道（齋次郎）判事」（第一民事部）との墨書

法律新聞 6頁第4段の最後の部分中の「……上告論旨は理由なし、*第一点
……」の*印を付した部分に、次の文章がある（判決原本12丁裏9行目以下）

「上告論旨第二点は……と云ふに在り。（一部省略）

然れとも甲第一号証の本件一萬円の準消費貸借が当事者間の成立したる事實は原判決に於て判示したる所なれば反証なき限り適法の原因に因りて成立したるものと推測すべきものとす。従て其の準消費貸借の原因となりたる債務関係の成立せざる事實は債務者たる上告人に於て之を立証するの責を負ふべきものとす。而して上告人は原院に於て右準消費貸借は上告人と被告会社の取締役Aとの間に相通して為したる虚偽の意思表示なりと抗弁したること原判決事実摘示及之に引用しある第一審判決事実摘示に依り明なれば此の事實は上告人に於て立証せざるべからざるものとす。然るに原院は甲第一号証の契約が虚偽の意思表示に非ざることを判断して上告人の抗弁を排斥し因て被告人の請求を認容したること原判文の全趣旨に徴し之を看取し得べきを以て本訴請求に対する判決の理由は既に具備せるものと謂ふべく従て右準消費貸借の成立原因に関する被告人の主張の当否に付ては判断を為すの要なきものとす。故に縱令此の主張に対する原判決の判断に不法の点ありとするも原判決主文に影響を及さざるを以て破毀の理由と為すに足らず。然らば上告論旨は孰れも理由なし。

以上説明の如く本件上告は理由なきを以て民事訴訟法第四百五十二条第七七条に依り判決を為すべきものとす。而して」

- 〔21〕 大（民連）大正15・4・8民集 5巻575頁 = 法律新聞2536号 4頁 = 法律評論15

卷(民法)324頁「大正14年(才)609号 抵当権附登記抹消請求事件(いわゆる「共同抵当連合部判決」) 破毀自判

原本欄外に「登載」の朱押印,「細野(長良)判事」(第二民事部)との墨書

[22] 大(民刑連)判大正15・5・22民集5巻386頁=法律新聞2552号4頁=判例彙報37巻大審院民事判例下巻1頁=法律評論15巻(民法)598頁「大正12年(才)

398号,521号 損害賠償請求事件(いわゆる「富貴丸事件」) 中間判決

原本1行目事件番号下に「登載」の朱押印,欄外に「成道(斎次郎)判事」(第一民事部)との墨書

[23] 大(民連)大正15・5・22民集5巻426頁=法律新聞2554号5頁=法律評論15巻(商法)453頁「大正14年(才)608号 小切手金請求為替訴訟事件」棄却

原本欄外に「登載」の朱押印,「菰淵(清雄)判事」(第一民事部)との墨書

[24] 大(民刑連)大正15・10・13民集5巻785頁=法律新聞2605号7頁=判例彙報37巻大審院民事判例下巻345頁=法律評論15巻(民法)948頁「大正13年

(才)372号 業務上横領有価証券偽造行使文書偽造行使詐欺被告事件二附帯スル私訴事件(いわゆる「大阪電軌庶務課長株券偽造事件」) 破毀差戻

原本欄外に「登載」の朱押印 ただし,判事名の墨書記載なし

[25] 大(民連)昭和2・3・23民集6巻114頁=法律新聞2678号8頁=判例彙報38巻大審院民事判例上巻379頁=法律評論16巻(民法)276頁「大正15年(才)

377号 売掛代金請求事件」棄却

原本欄外に「登載」の朱押印,「吾孫子(勝)判事」(第二民事部)との墨書

法律新聞8頁第4段末尾の一文中的「本件上告論旨の理由なきは……」は,判決原本では「本件上告各論旨の理由なきは……」とある。

3. 照合結果について

以上の判決原本の照合結果を次のように整理することができる。

(1) 判事事項・判決要旨に対応する判決理由のみを掲載する傾向

第一に,大審院判例審査会は判示事項・判決要旨に関連する判決理由のみを掲載するとしており,その際,「上告理由八判決謄本ニヨリ(第 点)録載ノコト」・

「判決理由ハ判決謄本ニヨリ（第 点）録載ノコト³⁾」といった合意がなされる。〔4〕・〔11〕・〔14〕の判決原本の欄外墨書が示すように、このような掲載方法を具体的に確認することができる。

(2) 法律新聞も民集と同じ掲載方法を採用することがある

第二は、〔4〕の上告論旨第三点、〔7〕の上告論旨第三点、〔11〕の上告論旨第三点・第四点、〔14〕の上告論旨第二点、〔20〕の上告論旨第二点、以上に対する説示の一部が法律新聞でも欠落していることである。このことは、たとえば〔4〕の判決原本の欄外の墨書「第一第二第四点登載」が示す民集への登載方針を法律新聞の編集者が知っていたことを暗示している。このことは、〔11〕の上告論旨第三点・第四点に対する説示を判例彙報が掲載しているのに、法律新聞が掲載していないことであらわれているように思われる。この時期の法律新聞の利用にあたっては、このような限界があることを踏まえた分析が必要である。

(3) 主任判事の特定可能性

第三は、判決原本の欄外等に墨書された裁判官名が何を意味するかである。たとえば、大正11年度上告受理事件を例にとれば、〔4〕榊原幾久若（第一民事部）、〔5〕菟淵清雄（第三民事部）、〔6〕尾古初一郎（第一民事部）の名がそれぞれ墨書されているが、いずれも大正11年度の判例審査会の委員ではないと考えられる⁴⁾。刑事判決の場合、「判例ト為スヘキ案件アルトキハ各部ノ部長ハ特ニ其部ノ主任判事ニ注意シ之力起草ヲ為サシム⁴⁾」ことが確認されているから、民事判決にあっても、判例審査会民事部委員会の審議のための文書⁶⁾を「主任判事」が起草したと推測できる。したがって、判決原本に墨書された判事名はその事件を主として担当した「主任判事」を指すということができよう。なお、大（一民）判大正11・6・9法律新聞2030号20頁を判決原本にみると、欄外に「不登載」の朱押印があり「山香（二郎吉）判事」（第一民事部）と墨書されている（括弧内は引用者が挿入）。山香判事も第一民事部所属の判例審査委員ではないと考えられるから、おそらくは主任判事と考えられる。しかし、民集不登載判決についてのこのように判断してよいかどうかは、なお今後の調査を要する課題である。

(4) 連合部判決事件が当初係属した民事部を特定する可能性

ところで、連合部で審理されるにいたるまで、事件は「部」に係属し審理がなされる。この「部」を特定する方法が明らかではない。本作業は、判決原本に墨書された判事名＝主任判事の所属（民事）部によって、これを明らかにできることを示した。他方で、事件番号によって明らかにする方法もあるように思われる。たとえば、大正10年度の大審院の事務分配は「上告其他事件毎に順次平分す⁷⁾」としてい

るから、大正11年度もこのルールによっていたと思われる。

ここで、民集1巻・2巻に登載された148件の大正11年度上告事件番号と係属民事部とをクロスさせた表を作成し、〔4〕大正11年(オ)319号、〔5〕大正11年(オ)336号、〔6〕大正11年(オ)1164号、〔7〕大正11年(オ)914号に近接する部分を抜き出したのが下表である。

第一民事部	313			352			908				1140
第二民事部				350			912	924	1126		1138
第三民事部	300	324	345	351	895	898		925	1127	1130	

この表から、〔4〕= (オ) 319号、〔5〕= (オ) 336号、〔6〕= (オ) 1146号は、それぞれ第一、第三、第一民事部に係属していたことを確認することができる。しかし、この表によれば〔7〕大正11年(オ)914号は第一民事部に係属していたことになるはずであるが、判決原本欄外に墨書された裁判官は、大正11年度も大正12年度も第二民事部に所属していた鬼澤蔵之助判事であった(彼も大正11年度の判例審査委員とは考えられない)。今後の検討が必要であるが、判決書の確定稿を他の部の裁判官が担当したということであろうか。

このように、連合部判決が当初係属していた部を特定する方法に、判決原本に墨書された判事名(これは同時に主任判事か)と事件番号の二つがありうることを示している。事件の「平分」を100%遵守することはできていないであろうから、併用にこしたことはない。

注

- 1) 利谷信義「江木衷」法学セミナー増刊・日本の弁護士(1972年)102頁以下参照。
- 2) 清水誠「高木益太郎」同前187頁以下参照。
- 3) 大河「大審院(民事)判例集の編纂と大審院判例審査会」立命館法学256号(1998年)161~162頁参照。
- 4) 同前140頁参照。
- 5) 同前159~160頁参照。「主任判事」制が判例審査会が発足した大正11年度から採用されたことはたしかである。それ以前でも、明治前期大審院民事判決録の「判決索引」が「判決原本に当該事件の『主任』判事として表示ある」と注記しているから、大審院発足当初からこの制度が採用されていたようである。しかし、たとえば、第(一民)判明治27・11・13大審院判決録明治二十七年自十月至十二月491頁=法協13巻1号42頁=法曹記事39号37頁=判例彙報3巻大審院民事判例191頁のいわゆる「三池磯山震災損害要償事件」の判決原本1丁表欄外には「主筆 寺島(直)判事」と墨書されており、この「主筆」の意味が解明される必要がある。

「大審院（民事）判例集の編纂と大審院判例審査会」補遺（大河）

- 6) その例は、同前160～162頁参照。この文書には「判示（決定）事項」・「判決（決定）要旨」の原案も含まれるが、刑事事件と同じく原案を「各部ノ審査委員協議ノ上定メ（る）」（同前159頁の刑事部委員会「協定」第三項）とすれば、「判示（決定）事項」・「判決（決定）要旨」の作成から確定にいたるプロセスでは、主任判事、当該民事部の部長、当該民事部の審査委員（審査会発足当時は、2名で、うち1名は部長判事）、判例審査会（民事部委員会）がそれぞれ介在することになる。
- 7) 「大審院大正十年度事務分配」法律新聞1779号15頁。法律新聞1924号15頁の「大審院大正十一年度事務分配」は組織表のみを掲載している。

* 本稿は最高裁判所事務総局総務局・第二訟庭事務室のご配慮によるものである。また、このような些細な仕事に紙面を提供していただいた編集委員会に謝意を表したい。